



若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況について — 重点監督を実施した 83.3%の事業場に行政指導 —

神奈川県労働局（局長 久保村日出男）は、平成25年9月に若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、全国で集中的に実施された「過重労働重点監督」について、神奈川県における実施結果を取りまとめました。

記

第1 過重労働重点監督の結果

- 1 平成25年9月の「過重労働重点監督月間」において、神奈川県労働局が若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に実施した「過重労働重点監督」（以下「重点監督」という。）の実施状況は次のとおりです。（詳細は別紙1）

【重点監督の結果のポイント】

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 重点監督の実施事業場 | 222事業場 (100.0%) |
| (2) 違反状況 | 185事業場 (83.3%) |
| ① 違法な時間外労働があったもの | 101事業場 (45.5%) |
| ② 賃金不払残業があったもの | 70事業場 (31.5%) |
| ③ 過重労働による健康障害防止措置が実施されていないもの | 12事業場 (5.4%) |
| (3) 過重労働対策の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため、指導票を交付した事業場] | |
| ・ 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの | 57事業場 (25.7%) |
| ・ 労働時間の把握方法が不適切なもの | 54事業場 (24.3%) |
| (4) 重点監督において把握した実態 | |
| ・ 重点監督時に把握した月の時間外・休日労働が最長の者の実績 | |
| ① 月100時間超のもの | 39事業場 (17.6%) |
| ② 月80時間超～100時間のもの | 21事業場 (9.5%) |

このほかにも、労働者からの申告(労働基準法第104条に基づいて労働基準監督署に違反の事実を申し立てるもの)を187件受付けて、申告監督113件を実施しています。(詳細は別紙1)

重点監督において是正勧告等を行った違反・問題等の主な事例は以下のとおりです。

〔違反・問題等の主な事例〕

- ① 実際に行った時間外労働時間数に関わらず、時間外労働の割増賃金を月30時間分の定額しか支払っていなかった事例
- ② タイムカードの打刻が全く同一である労働者が複数おり、労働時間が適正に把握できておらず、時間外労働の割増賃金を適正に支払っていなかった事例
- ③ IDカードを用いて労働時間が把握できるにもかかわらず、管理者が記入する「就業時間」で勤務時間を管理し、1日あたり2時間の時間外労働の割増賃金しか支払っていなかった事例
- ④ 月80時間を超える労働者に対して医師等による面接指導の基準を設けながら、その運用が実施されていなかった事例

2 これまで及び今後の対応

上記1の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行っていきます。

今後とも、引き続き、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、監督指導をしっかりと行ってまいります。

第2 職場のパワーハラスメントの予防・解決への対応

パワーハラスメントによって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発を行いました。

- 重点監督を実施した事業場等に、パワーハラスメント対策の必要性を分かりやすく説明したリーフレット等を配布。
- 職場での実務に活用できる「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」(厚生労働省委託事業)を平成25年10月以降、全国49か所で開催。
- 神奈川において、この「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」を下記により開催します。

記

日時	平成26年1月24日(金) 14:00~16:00
受講料	無料
場所	かながわ労働プラザ(Lプラザ)3階 ホールA
対象	事業主、企業及び労働組合ご担当者など 先着100名

「過重労働重点監督月間」における「重点監督」の実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 「重点監督」実施状況

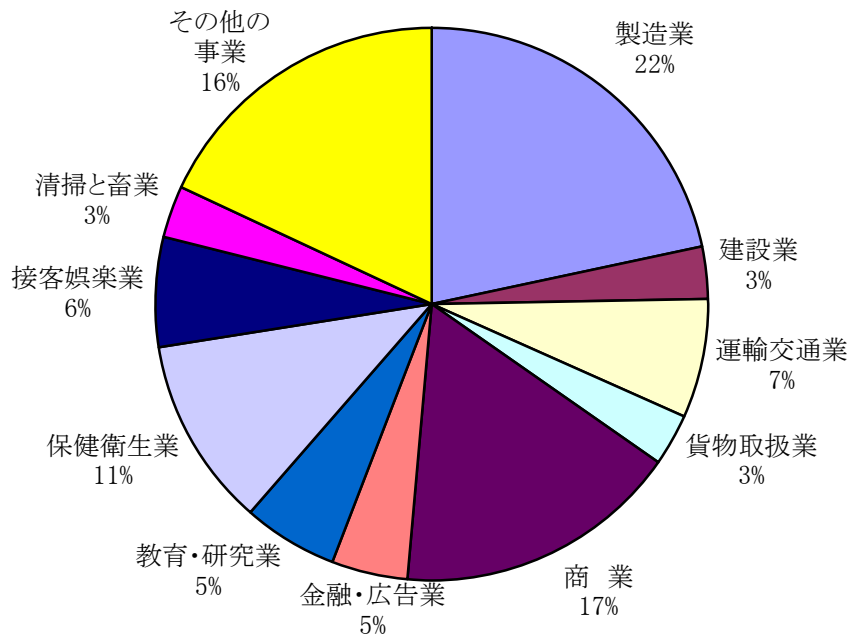
神奈川県労働局では、「過重労働重点監督月間」に222事業場に対し、重点監督を実施した結果、222事業場で何らかの労働基準法令違反が認められました。法違反状況は次のとおりでした。

表1 「重点監督」実施件数等

業種	事項 重点監督実施 事業場数 (注1)	何らかの労働 基準関係法令 違反があった 事業場数	違反事項		
			労働時間 (注2)	賃金不払残業 (注3)	健康障害防止 対策(注4)
合計	222 (100.0%)	185 (83.3%)	101 (45.5%)	70 (31.5%)	12 (5.4%)

(注1) 主な業種は重点監督実施事業場数が100を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。
 (注2) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。
 (注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
 (注4) 労働安全衛生法第18条違反〔労働安全衛生規則第22条(衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。)及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

図1 重点監督における業種別監督指導状況



※ 「過重労働重点監督」については、9月1日に実施した無料電話相談も含め、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて特に情報精度の高い事業場を優先して監督の対象としているため、何らかの労働基準関係法令違反があった事業場の比率が83.3%（平成24年の定期監督等における比率は63.2%）、労働時間の違反のあった事業場の比率が45.5%（同35.7%）と高くなっている。

○ 重点期間中の申告処理状況

表1 「重点監督」実施件数等

業種	事項	申告受理 件数	申告監督 実施事業場数 (注1)	何らかの労働 基準関係法令 違反があった 事業場数	違反事項			
					労働時間 (注2)	割増賃金 (注3)	賃金不払 (注4)	解雇 (注5)
合計		187	113	76 (100.0%)	5 (6.6%)	12 (15.8%)	32 (42.1%)	4 (5.3%)

(注1) 9月に申告監督を実施した事業場数であり、申告受理件数の内数ではない。

(注2) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反を計上している。

(注4) 労働基準法第24条及び最低賃金法第4条違反件数を計上している。

(注5) 労働基準法第19条違反〔解雇してはならない期間(業務上疾病の療養中等)に解雇したもの。〕及び労働基準法第20条違反〔解雇するに当たり、少なくとも30日以上前に予告をしていないものや、予告期間が30日に満たない場合で解雇予告手当を支払っていないもの。〕を計上している。

2 健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

「過重労働重点監督」実施事業場のうち57事業場(25.7%)に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導しました。

表2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	面接指導の実施(注2)	衛生委員会等における調査審議の実施(注3)	面接指導等の実施に係る体制の整備等(注4)
57	36	32	21

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 2ないし6月で平均80時間超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導

「過重労働重点監督」実施事業場のうち54事業場(24.3%)に対して、労働時間の管理が不適切であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(参考資料参照)に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導しました。

表3 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録（基準2(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準2(5)）	労使協議組織の活用（基準2(6)）
		自己申告制の説明（基準2(3)ア）	実態調査の実施（基準2(3)イ）	適正な申告の阻害要因の排除（基準2(3)ウ）		
54	33	16	18	8	3	0

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料4-1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

「過重労働重点監督」実施時に時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、59事業場（26.5%）で1月80時間を超えており、そのうち39事業場（17.7%）で1月100時間を超えていました。

表4 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

把握していない	時間外労働なし	1月当たり 45時間以下	1月当たり 45時間超え 80時間以下	1月当たり 80時間超え 100時間以下	1月当たり 100時間超え
2	21	87	53	21	39